

社会福祉法人新啓会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新啓会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

理事会等出席報酬等（日額）	2,000 円
交通費等	片道 5km 以上の場合 日額 2,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬および実費弁償を支払うことができる。

評議員会出席報酬等（日額）	2,000 円
交通費等	片道 5km 以上の場合 日額 2,000 円

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費を支給することができる。

交通費	実費
宿泊費	実費
日当	2,000 円

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 支払は、原則として精算払いとする。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人業務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。